

1. 緊急・自然災害

(1) ガスもれ

ガスもれが起こった場合は、

- ① 窓を開けて新鮮な空気を入れてください。
- ② ガス栓やメーターガス栓を閉めてください。
- ③ 次の場所に電話して、「ガスもれです。すぐ来てください」と言ってください。24 時間つながります。

・都市ガスの場合 大阪ガス

0120-8-19424 (ガスもれ通報専用電話)

※耳やことばの不自由な方はFAXをご利用ください。

FAX 0120-6-19424

・プロパンガスの場合 各ガス会社

ガス器具に貼ってあるステッカーの電話番号

※もしガス漏れに気づいたら、換気扇、電灯などのスイッチには絶対に触れないでください。電気のスイッチは切る時にも火花がでます。切ることもしないでください。

(2) 台風

台風は7月から10月頃発生し、豪雨や暴風が吹き荒れます。土砂崩れや洪水が起きることもあります。また、飛来物による負傷の恐れもあります。暴風により重大な災害が発生すると予想されたときには「暴風警報」が発表されるので、台風が近づいたら天気予報に十分注意しましょう。長浜市が実施しているポルトガル語とスペイン語によるメール配信サービスでは、台風情報も随時配信しているので、ぜひご登録ください。

・台風がきたら

- ① 雨戸やシャッターがあれば閉めておきましょう。
- ② 強風の時は外出を控えましょう。
- ③ 常に最新の気象情報をチェックし、②に関わらず、避難勧告の指示があればすみやかに避難してください。
- ④ 折れた電柱や垂れ下がった電線には近寄らないでください。

(3) 洪水・土砂崩れ

滋賀県の降雨は、梅雨時期(6~7月)と台風時期(9月)に多く、また、長浜市が属する

北部地域では降雪のため冬の降水量も多くなっています。また、滋賀県は局地的豪雨も起きやすいので、洪水や土砂崩れなどにも備えておいた方がいいでしょう。地震や台風と同様、非常持ち出し袋や備蓄品の用意、避難場所の確認をしておきましょう。

(4) 大雪・豪雪

長浜市は非常に雪が降る地域です。だいたい12月から3月にかけて雪が積もります。

長浜市の中でも旧長浜、浅井、木之本、西浅井地域は豪雪地帯に指定されており、特に、例年2~4mの積雪がみられる余呉地域は特別豪雪地帯に指定されています。雪による事故が起きることもあるので、気をつけましょう。大雪により重大な災害が発生すると予想されたときには「大雪警報」が発表されるので、気象情報にも注意が必要です。

・雪が積もったら

- ① 外出をする際は、滑りにくい靴を履き、できるだけ両手が使える状態で歩き、転倒に気をつけましょう。
- ② 除雪はこまめに行いましょう。このとき、雪を道路に出さないようにお願いします。道幅が狭くなり、通行の迷惑になるからです。また、事故の原因にもなります。敷地内に積み上げるか、排雪場所に入れるようにしてください。

大雪による死亡事故の多くは、屋根の雪下ろし中の転落事故です。雪下ろしをする場合は、命綱、滑り止め、はしごの固定など転落防止措置をとり、なるべく一人では行わないようにしましょう。また、家の周辺の除雪作業時には、屋根から落ちてくる雪にも十分注意しましょう。

・雪道での運転

雪道での運転はなるべく控えた方がよいですが、どうしてもしなければならないときは、以下の点に注意してください。

- ① 運転のポイントはアクセル、ブレーキ、ハンドル操作をゆっくり行うことです。急発進、急ブレーキは厳禁です。
- ② 広くて通行量の多い道を選びましょう。
- ③ 長く運転する場合は、ガソリンスタンドでバッテリーを点検してもらいましょう。
- ④ 雪道ではスタッドレスタイヤが定番となっていますが、駆動輪のみ2輪だけ装着すると大変危険です。スタッドレスタイヤを装着する際は必ず4輪とも装着するようにしてください。タイヤチェーンを装着する場合は駆動輪に装着することが原則です。

(5) 落とし物・忘れ物

●お金や物をなくしたとき

- ・近くの警察署か交番に届けます。

- ・電車、タクシーなどの乗り物、デパートなどでなくしたときはその場所で問合せてみます。

●落とし物をひろったとき

- ・近くの警察署か交番に行き、ひろったときの状況などを伝えます。
- ・乗り物やデパートでひろったときは、その係の人に渡します。
- ・必ず預かり証を受けとってください。

●落とし物がみつかったとき

- ・ひろってくれた人にお礼をします。法律により、その値段の5～20%を払わなければなりません。

●なくしたとき届け出るところ

- ・在留カード：警察で紛失証明をもらい、最寄りの地方入国管理局で再交付の申請。
〈相談窓口〉 外国人在留総合インフォメーションセンター
TEL 0570-013904 ※外国語対応可
- ・パスポート：警察で紛失証明をもらい、大使館または総領事館に。
- ・クレジットカード：発行のカード会社に。
- ・キャッシュカード：発行の銀行や郵便局に。
- ・運転免許証：警察署に。

2. 在留資格・就労

(1) 在留資格

在留資格には27種類あり、それぞれの在留資格によって活動できる内容が決まっています。パスポートを見て、自分の在留資格の種類と在留期限を確認しておきましょう。在留カードにも在留資格、就労制限の有無が記載されているので、そちらでも確認できます。

●在留資格の種類

- ①外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習
- ②文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在
- ③特定活動
- ④永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、

①および③は一定範囲で就労ができます。

②は就労ができません。

④は身分や地位に基づく在留資格ですので、就労に制限はありません。

〈お問い合わせ先〉

外国人在留総合インフォメーションセンター TEL：0570-013904

受付時間 平日 8：30～17：15 ※外国語での対応可能

(2) 就労

日本国内で就労できる外国人の方は日本人と同じように職業紹介を受ける事ができます。

●公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介を無料で行っている、国の機関です。

仕事が見つかり、労働契約を結ぶ時の重要な決まりや雇用保険についてなど、いろいろな相談も合わせて行われています。

※就職をする前に、労働契約や労働条件について十分に確認しましょう。

〈お問い合わせ先〉

ハローワーク長浜（長浜公共職業安定所）

TEL 0749-62-2030 FAX 0749-65-3246 開庁日時 月～金 8：30～17：15

3. 住居

(1) 部屋のさがし方

- ・自分の住みたい地域にある不動産屋へ行きます。希望する家賃や広さ、駅からの距離などの希望条件を伝えて物件を紹介してもらいます。日本人と一緒に行くほうがよいでしょう。留学生は大学の学生課を利用する方法もあります。
- ・借りる時の条件や、電気、ガス、水道などの公共サービスについてくわしくたずねましょう。

(2) 契約するとき

●契約するときに必要なこと

- ①連帯保証人：家賃などで問題を起こしたときに、本人に代わって責任をとってくれる人です。
- ②敷金：何かあったときのために家主に預けるお金です。家賃の1～3ヶ月分を預けます。契約を終えるときに一部返してもらえます。
- ③礼金：家主へのお礼として支払うお金です。ふつう、家賃の1～2ヶ月分で、返金されません。
- ④仲介料：部屋を仲介してくれた不動産会社に支払う手数料です。ふつう、家賃の1ヶ月分を支払います

●契約書で確認すること

トラブルを防ぐためにも、次のことは必ず確認しましょう。

- ① 家賃・管理費：金額と支払日、支払い方法など
- ② 禁止事項：ペットの禁止など
- ③ 契約の更新が可能かどうか：契約期間はふつう2年間です。2年たってまた契約するときに家主から更新料を請求されることがあります。
- ④ 契約終了時の条件：契約終了時に敷金が返されなかったり、高額なハウスクリーニングの費用を請求されることがあります。解約するときに支払うこととなる費用を前もって決めてから契約します。

※家主の許可をもらわずに改造（部屋にペンキを塗ったり、釘を打つなど）したり、家族以外の人を住まわせてはいけません。もちろん、他の人に部屋を貸してもいけません。

4. 公共サービス

入居が決まったら、電気・ガス・水道の申込をしましょう。公共料金を支払うときは、銀行からの口座振替が便利です。

(1) 水道の申込

水道を使い始めるとき、水道を止めたいとき、水道料金などについては下記にお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

長浜水道企業団 62-4101

(2) 電気の申込

電気を使い始めるとき、料金、支払い方法、周波数、トラブルについては下記にお問い合わせください。「電気の使用開始」・「電気の使用廃止」のお申込みは電話またはインターネットから可能です。

〈お問い合わせ先〉

関西電力 彦根営業所 0800-777-8062(通話料無料)

FAX(0749)24-9491

関西電力ホームページURL 「<http://www.kepco.co.jp/>」(英語翻訳あり)

※電気の使用開始は入居日の前日までに申し込むようにしてください。

※外国の電気器具は日本の規格に合わない場合があるので注意してください。

(3) ガスの申込

都市ガスとLP ガス(プロパンガス)の2種類のガスがあります。まずどちらのガスが使われているか、確かめましょう。

●都市ガスの場合

ガスを使い始めるとき、止めるとき、料金、使用上の注意、トラブルなどについては下記にお問い合わせください。引っ越しに伴う「ガスの使用開始」・「ガスの使用中止」のお申込みは電話またはインターネットから可能です。

〈お問い合わせ先〉

大阪ガスお客様センター 0120-8-94817

大阪ガスホームページURL 「<http://www.osakagas.co.jp/index.html>」(英語翻訳あり)

※ガスの使用開始の際には、係員が住居を訪問し、ガス漏れ検査や点火確認などの作業を行います。

※電話でのお申込みは、ガス使用開始の当日午前中までの受付であれば当日中の訪問が可能です。

※引っ越しの多い3月4月は混雑しますのでできるだけ早くお申し込みください。インターネットでのお申し込みが便利です。

●LP ガス（プロパンガス）の場合

LP ガスを使い始めるとき、止めるとき、料金、使用上の注意、トラブルなどについては契約した販売店へお問い合わせください。

(4) 電話

電話の申込み、故障については下記にお問い合わせください。電話の申込は、電話またはインターネットから可能です。

〈お問い合わせ先〉

NTT西日本	申込みについて	116
	(携帯・PHS から)	0800-2000116
	故障について	113
	(携帯・PHS から)	0120-444113
NTT西日本ホームページURL		「 http://www.ntt-west.co.jp/ 」(英語翻訳あり)

※国際電話のかけ方（日本→外国）

電話会社の識別番号－010－相手国番号－相手国内番号

※携帯電話は、専門の販売店で購入・契約できます。

(5) 郵便

日本の郵便局と郵便ポストは「〒」のマークが目印です。

●郵便局の窓口が開いている曜日・時間

長浜郵便局

郵便窓口	月～金	9:00～19:00
ゆうゆう窓口	月～土	8:00～20:00
	日	9:00～16:00

それ以外の郵便局

郵便窓口

月～金 9:00～17:00

※郵便窓口とゆうゆう窓口はどちらも手紙や小包（ゆうパック）などを取り扱います。

郵便窓口の営業時間外は長浜郵便局のゆうゆう窓口を利用しましょう。小包（ゆうパック）は提携のコンビニからも出せます。

●引越したとき

郵便局に転居届を出すと1年間、今までの住所から新しい住所に郵便を送ってくれます。（無料）

●留守にしたとき

書留や小包などが届いたときは、「郵便物を預かっています」という不在票があります。1週間以内に身分を証明するものを持って、郵便局に取りに行くか、郵便局に電話をして再配達してもらいます。

●長い間、家にいないとき

旅行などで長い間、家にいない時は、前もって不在届けを郵便局に届け出ましょう。郵便物をあずかってくれて、後でまとめて届けてくれます。（30日間までです）

〈お問い合わせ先〉

- ・長浜郵便局 0749-62-0380
〒526-8799 滋賀県長浜市列見町 11-9
- ・日本郵便 お客様サービス相談センター
郵便サービス全般について 0120-23-28-86
(携帯電話から) 0570-046-666
(英語受付) 0570-046-111

5. 便利な生活情報

(1) 銀行

●銀行を利用するには

日本では、各銀行やゆうちょ銀行、JA（農業協同組合）などが、預金・貯金や送金、電気・ガスなどの公共料金の口座振替、クレジットカードの代金支払いなどのサービスを行っています。これらのサービスを受けるには、まず普通預金・通常貯金の口座を開かなければなりません。

①口座を開くとき

窓口で申し込み用紙に記入します。在留カードまたは特別永住者証明書、印かん、1円以上の現金が必要です。口座を開くとキャッシュカードをつくることができます。

※キャッシュカードを利用してATMでお金を預けたり、引き出すことができます。利用には暗証番号が必要です。

②公共料金などを口座振替で払うとき

口座振替の手続きをすれば、電気、ガス、水道などの公共料金や電話料金、NHKの受信料などは、口座から自動的に払うことができます。

※公共料金、電話料金、NHK 受信料、税金などは コンビニエンスストアでもお支払いいただけます。

③お金を送りたいとき

銀行で所定の用紙に下記を記入し、手続きをすることで送金できます。

・相手の口座の銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義、受取人の住所、名前、電話番号など

※送金を受けるときは、逆にこれらを相手に知らせます。

※国により送金ができないところがあります。

くわしくは、下記にお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

・長浜郵便局（日本郵便株式会社）

貯金サービスについて

0749-62-0480

FAX 0749-62-0344

- ・ ゆうちょコールセンター 0120-108420
- ・ JAレーク伊吹 長浜北支店 0749-62-3374
- ・ JA北びわこ 本店(湖北町速水) 0749-78-2407

銀行については各銀行にお問い合わせください。

(2) テレビ

●NHKを見るには (受信料)

NHKは公共放送です。他のテレビ局と違って、テレビを見ている人の受信料によって運営されています。

〈お問い合わせ先〉

NHKふれあいセンター 放送受信契約の受付 0120-151515

NHK 受信料の窓口ホームページ <http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>

●外国のTV 番組を見るには

多チャンネル放送を行う有料放送局などにお問い合わせください。

(3) 宅配便

ものを人に届けたい場合に、郵便のほかに、宅配便があります。大きなものなら、家まで取りに来てくれます。

※ 取扱いはコンビニエンスストアでもできます。

〈お問い合わせ先〉

日本郵便 ゆうパック出荷申込 0800-0800-111

HP: http://www.post.japanpost.jp/service/you_pack/index.html

その他の宅配便については、各運送会社などにお問い合わせください。

6. 学校・教育

(1) 高等学校

高等学校は一般的に高校と呼ばれます。高校は義務教育ではありません。国立、公立、私立の高校があり、いろいろな学科が設けられています。日本の高校へ入学するには、各高校の入学試験に合格しなければなりません。日本の中学校を卒業見込みであるか、日本の中学校卒業以上の学力があると認められれば、高校の入学試験を受けることができます。

〈お問い合わせ先〉

公立高校：滋賀県教育委員会 学校教育課 077-528-4571

HP: <http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/>

長浜市教育委員会 教育指導課 0749-74-3701

私立高校：中学校の先生に相談してください。

(2) 日本語教室

長浜市では以下の日本語教室が開催されています。どちらの教室も、受講生を随時募集しています。

●たのしいにほんご (NPO 法人長浜市民国際交流協会)

日時 : 火曜日 19:00~20:30 受講料 : 16回 3,200円

場所 : 長浜市多文化共生国際文化交流ハウス GEO (長浜市神照町 519 番地)

授業形態: ボランティアによる小グループでの指導

◎生徒と先生の距離が近いアットホームな日本語教室です。

◎受講生お一人お一人の勉強したい内容にお応えいたします。

〈お問い合わせ先〉

NPO 法人長浜市民国際交流協会 0749-63-4400 FAX:0749-63-4400

HP: <http://www.nifa.jp/>

●長浜ユネスコ協会

日時 : 水・土曜日 19:00~20:30 受講料 : 4回 1,000円

場所 : 長浜市多文化共生国際文化交流ハウス GEO (長浜市神照町 519 番地)

授業形態: 日本語能力別グループ学習 (入門、初級、中級、上級)

〈お問い合わせ先〉

長浜ユネスコ協会 0749-65-6552 FAX:0749-65-4586

7. 交通

(1) 電車

長浜市には、JR 田村駅、長浜駅、虎姫駅、河毛駅、高月駅、木ノ本駅、余呉駅、近江塩津駅、永原駅があります。

●利用の仕方

- ①券売機や改札は、自動の機械が使われています。
普通乗車券（切符）の買い方、改札の通り方を覚えておきましょう。
- ②長浜市内の駅には、改札がない駅や駅員がいない駅（無人駅）があります。そこでは切符を改札に通したり、駅員に見せたりする必要はありませんが、無賃乗車はしてはいけません。
- ③乗りこしをしたときは、「のりこし精算機」または駅員のところで精算してから改札を通りましょう。

乗車券には、普通乗車券（切符）の他に次のような種類があります。

- ① 定期券：通学定期や通勤定期があり、一定の期間に一定の区間を何度でも乗り降りできます。
- ② 回数券：一定の区間をまとめて何回分か買うとお得になります。
- ③ 1日乗車券：指定された範囲内で1日何度でも乗り降りできます。
- ④ ICカード：事前に金額をチャージし、改札でカードをかざして精算できます。「ICOCA」（JR 西日本）などがあります。

〈お問い合わせ先〉

JR 西日本 JR 西日本お客様センター

(料金・時刻・忘れ物)

0570-00-2486

HP：<http://www.westjr.co.jp/>（英語・中国語・韓国語翻訳あり）

(2) バス

●利用のしかた

- ①後ろの入口から乗車して前から降ります。
- ②降りる前に座席の近くにある降車ボタンを押して知らせます。
- ③運転席の横にある料金箱に、お金を入れます。

●路線

長浜市には以下のとおり 17 のバス路線があります。

市内南部地域（長浜・浅井・びわ・虎姫）

木之本米原線、近江長岡線、伊吹登山口線、長浜市内循環線、
びわ虎姫線、浅井線、高山線

市内中部地域（湖北、高月）

びわこ線、小谷山線、高月観音号

市内北部地域（木之本、余呉、西浅井）

木之本米原線、金居原線、柳ヶ瀬線、丹生線、片岡西線、
菅浦線、深坂線、西浅井ネットワーク線

●料金

距離によって料金が変わる場合、後ろの入口にある機械から出てくる整理券をとり、バス内の前方にある料金表に従ってお金を整理券といっしょに料金箱に入れます。

以下の 3 つのバスはどこで降りても同じ料金です。また、定時便のほかに電話で予約して運行する予約便があります。

①高月観音号

定時便・予約便 料金：大人 200 円 子ども・障害者 100 円

予約・運行に関すること

湖国バス(株)長浜営業所 62-3203（受付時間毎日 9:00～18:00）

高月市所地域振興課 85-3112

②こはくちょうバス（びわこ線、小谷山線）

定時便・予約便 料金：大人 200 円 子ども 100 円（障害者は半額）

運行に関すること 湖国バス(株)長浜営業所 62-3201

予約に関すること 湖国バス(株)長浜営業所 62-3203

③おでかけワゴン（西浅井交通ネットワーク線）

午前定時便、午後予約便 料金：200 円

運行・予約に関すること 永原駅コミュニティハウス 89-0281

バスにも電車と同じようにチケットを安く買えるサービス（割引）がいくつかあります。長浜市では通勤・通学用の定期券・回数券のほかに、お年寄り向けの定期券やお昼に利用するとお得な定期券、子どもや障害者向けの割引などがあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

定期券・回数券の販売所などについて

湖国バス株式会社 長浜営業所 64-1224

株式会社余呉バス 86-8066

公共交通全般に関すること

長浜市役所都市計画課 65-6562

長浜市 HP : <http://www.city.nagahama.shiga.jp/index.cfm/1.html>

(3) タクシー

タクシーには、屋根に会社の名前を示したランプがついています。

日本のタクシーでは後ろのドアは自動です。ドアの開け閉めは運転手にまかせましょう。

●乗り方

①駅のタクシー乗り場で乗れます。

②空車のサインを出している場合は、道路で手をあげて止め、乗ることができます。

③タクシー会社に電話して迎えに来てもらい、乗ることができます。

●料金

①料金はメーター制で運転席に表示されます。

②深夜・早朝は割増しになります。

詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

(4) 自動車

・自動車、バイクは左側通行です。

・自動車を運転するときはシートベルトをしめ、バイクを運転するときはヘルメットを着なければなりません。

・飲酒運転は禁止です。違反するときびしく罰せられます。

・運転中の携帯電話使用は禁止です。

・自動車は、2・3年ごとに車両検査を受けなければなりません。事故に備えて任意保険に入りましょう。

(5) 自動車運転免許

●国際運転免許証

運転免許証を国際運転免許証に切り替えて日本へ持ってきた場合はそのまま使えます。
有効期限は発行日から1年です。

※『道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）』に加盟していない国から来た人の場合は使えません。

●外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え

運転免許証を国際運転免許証に切り替えずに日本に来た場合は、運転免許センター（守山市）に申し込みます。

※申請には予約が必要です。電話予約もできます。

受付場所・時間

運転免許センター（守山市） 077-585-1255

月曜日～金曜日 8時30分～11時、13時～17時

条件

- ①自分の持っている外国運転免許証が有効であること。
- ②運転免許証を取った日から3ヵ月以上その国に滞在したことが証明できること。

申し込みに必要なもの

- ① 外国の運転免許証
交付日の記載のないものは「免許の交付日を証明する書類等」が必要。
- ② 日本語による外国の運転免許証の翻訳文
（大使館・領事館または日本自動車連盟〔JAF〕によるもの）
- ③ パスポート（滞在期間が確認できる全てのパスポートが必要。）
- ④ 住民票の写し（国籍が記載のもの。）
※住民基本台帳法の適用を受けない方は居住証明書が必要です。
- ⑤ 在留カードまたは特別永住者証明書
（お持ちの外国人登録証明書は、一定の間、在留カード又は特別永住者証明書とみなします。）
- ⑥ 申請用写真
（縦3cm、横2.4cm、無帽、無背景、正面、上三分身、6か月以内撮影）
- ⑦ 申請手数料

※学科試験は10か国語で受けることができます。ただし、外国免許取得状況の聞き取り等がありますので、必ず通訳のできる人を同伴してください。

●日本で免許を取りたいとき

滋賀県に住所がある場合、学科試験はポルトガル語またはスペイン語での受験が可能ですが、技能試験は日本語で受けなければなりません。合格するためには、日本の交通ルールを勉強する必要があります。

※日本で普通の車を運転できる年齢は18才以上、バイク(400cc以下)は16才以上です。法律により、これらの年齢に達していなければ免許は取れません。

〈お問い合わせ先〉

滋賀県警察本部交通部運転免許課 試験係 077-585-1255

※通訳を通してお問い合わせ下さい

(6) 自転車

自転車は、駐輪場など決められた場所に置きましょう。道路などに置くと、多くの人の迷惑になります。自転車は、自動車やバイクと同じく、交通規則に違反すると懲役または罰金を科せられることがあります。

●自転車に乗るとき

次のような交通規則があります。必ず守りましょう。

交通ルールを守らず事故を起こした場合は、自転車でも厳しく罰せられます。

- ・車道の左側を通行します。
- ・歩行者専用道路は自転車を押して通行します。
- ・「自転車通行可」の標識のある歩道では、徐行して車道寄りの部分を通行します。
- ・歩行者の通行を妨げるときは、一時停止します。
- ・二人乗りは交通規則違反です。

※16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に6歳未満の幼児を1人に限り乗車させることができます。

- ・夜間は前照灯を点けなければなりません。
- ・飲酒運転は、自転車でも交通規則違反になります。
- ・傘を差しながらの運転や携帯電話でメールや通話をしながらの運転は交通規則違反になります。

●自転車防犯登録

自転車の防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律で義務付けられています。防犯登録することにより、万一被害にあった場合でも発見しやすくなりますので、自転車購入時には必ず防犯登録をしましょう。

・登録方法

防犯協力会から委託を受けた自転車販売店での手続きとなります。防犯登録料が 500 円必要になります。友人から自転車を譲り受けた場合も、再登録が必要です。

●自転車の撤去

長浜駅、田村駅周辺は自転車等の放置禁止区域です。放置された自転車やバイクは即時撤去されます。

●撤去された自転車等の引き取り

1. 返還手続き場所、時間、期間

- ・場所：長浜市役所本館 2階 市民協働推進課
- ・日時：月曜日から金曜日（祝日除く） 8：30～17：15
- ・期間：保管した日から6か月経過した時点で、順次処分を行います。

2. 手続き時に必要なもの

- ・引取り通知書（市からご自宅に送付があった場合）
- ・本人であることを証明するもの（免許証、保険証、学生証など）
- ・移動保管料 2,000円(自転車)
2,800円(原動機付自転車)
- ・自転車の鍵など

3. 返還場所

長浜市シルバー人材センター（長浜市小堀町375-1）

〈お問い合わせ先〉

長浜市 市民協働推進課 65-8722